

答申 個第22号

令和6年8月6日

相模原市教育委員会
教育長 鈴木 英之 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報開示（一部開示）決定処分に関する諮問について（答申）

令和5年5月31日付け5学教課第779号により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本審査請求に係る相模原市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、令和4年2月8日付け相模原市教育委員会指令（学教）第59号による保有個人情報開示（一部開示）決定（以下「本件処分」という。）による処分については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 令和3年12月28日付けで、審査請求人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「■■■■に関する指導要録、事故報告書。■■■小学校1年生～六年生、■■■中学校入学時～現在」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、本件請求は、審査請求人が、本件請求を行った当時、未成年者であったことから、条例第14条第2項の規定による本人に代わっての請求により法定代理人により行われたものである。

- (2) 実施機関は、本件請求のうち指導要録の開示請求に関し、令和4年2月8日付けで本件処分を行い、審査請求人に決定通知書を送付した。

- (3) 令和4年3月9日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行ったので、実施機関は、令和5年5月31日付けで、当審査会に対し条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書の記載によると「指導要録は、個人の情報のため開示されるべき。」と主張をしており、本件処分に対する反論書の提出はなく、また、当審査会の審議における意見陳述は行わなかったことから、具体的な争点は不明である。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関は、弁明書及び当審査会の意見聴取において、おおむね次のように主張している。

指導要録は、個人情報ではあるものの、条例第16条第3号の「個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する非開示とすべき情報である。

また、平成15年11月11日の最高裁第3小法廷判決（平成11年（行ヒ）第12号）においても、指導要録の項目「各教科の学習の記録」中の「所見」「特別活動の記録」「行動および性格の記録」欄の記述については、児童の誤解や不信感、無用の反発などを招くおそれがあり、継続的かつ適切な指導を困難にするおそれが生ずることから非開示が適切であると判示している。

以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 指導要録の性格について

ア 指導要録は、学校長が作成する児童生徒の学習及び健康の状況を記録した表簿であり、学校において備えなければならないとされている。

イ 指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿である。

(2) 指導要録について

ア 本市の指導要録は、文部科学省が参考様式として示した小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録を準用していた。

イ 本件処分において公開された指導要録（以下「本件指導要録」という。）の内訳は次のとおりである。なお、様式小2（指導に関する記録）については、審査請求人が小学校在籍時の4年生時及び6年生時の様式に改正が行われていた。

(ア) 小学校児童指導要録 様式小1（学籍に関する記録）

(イ) 1年生から3年生 様式小2（指導に関する記録）

(ウ) 4年生 様式小2（指導に関する記録）

(エ) 5年生 様式小2（指導に関する記録）

(オ) 6年生 様式小2（指導に関する記録）

(カ) 中学校生徒指導要録 様式中1（学籍に関する記録）

(キ) 様式中2（指導に関する記録）

(ク) 中学校生徒指導要録 様式2（指導に関する記録）別記

(3) 本件処分に係る具体的な判断にあたって

ア (2)イのうち、(ア)小学校児童指導要録 様式小1（学籍に関する記録）、(カ)中学校生徒指導要録 様式中1（学籍に関する記録）、(キ)様式中2（指導に関する記録）及び(ク)中学校生徒指導要録 様式2（指導に関する記録）別記については、非開示とした項目はなかった。

イ 非開示とした項目は、(2)イのうち(イ)から(オ)の様式小2（指導に関する記録）のうち、次の項目（以下「非開示項目」という。）であった。

(ア) 4年生時、5年生時及び6年生時の「特別の教科 道徳」中、「学習状況及び道徳性に係る成長の様子」

(イ) 「総合的な学習の時間の記録」中、「評価」

(ウ) 「特別活動の記録」中、「評価」

(エ) 「行動の記録」中、「評価」

(オ) 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」

(カ) 5年生時の「外国語活動の記録」中、「評価」

ウ 非開示理由は、条例第16条第3号該当としており、「個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるため」であった。

(4) 非開示項目の記載の要領

文部科学省により、指導要録の様式の決定や指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び指導要録作成に当たっての配慮事項が示されており、本市教育委員会においても、これに準じた運用が行われていた。

非開示項目の記載の要領は、概ね次のとおりである。

ア 「特別の教科 道徳」中、「学習状況及び道徳性に係る成長の様子」は、年間にわたっての道徳科での学習状況や、道徳性に係る成長の様子を記述する。

イ 「総合的な学習の時間の記録」中、「評価」は、学習活動及び評価の観点を記入したうえで、それらの観点のうち児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

ウ 「特別活動の記録」中、「評価」は、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

エ 「行動の記録」中、「評価」は、各項目に設定された趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

オ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」について

児童の成長の状況を総合的にとらえるため、次の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する。特に(エ)のうち、児童の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

(ア) 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見

(イ) 特別活動に関する事実及び所見

(ウ) 行動に関する所見

(エ) 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項

(オ) 児童の成長の状況にかかわる総合的な所見

カ 「外国語活動の記録」中、「評価」は、評価の観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

(5) 条例第16条第3号該当性について

ア 実施機関は、指導要録の一部開示の理由を、条例第16条第3号に該当としている。

これは、個人の指導、診断、評価、選考、相談等の保有個人情報を開示することによって、これらの事務処理の過程や基準等を知らせることで、第三者の利益を害することになるなど、事務事業の公正かつ適正な遂行を著しく困難にする場合が考えられる。このため、開示をすることにより当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、非開示とすることとしたものである。

イ 本号による非開示情報は、次の2点から成り立っている。

(ア) 開示請求に係る保有個人情報が個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であること。

(イ) 当該保有個人情報を開示することにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあること。

ウ 「著しい支障が生ずるおそれがあるもの」としては、次のように解される。

(ア) 開示をすることにより、今後反復、継続される同種の指導、診断、評価、選考、相談等を行うことが困難になるもの

(イ) 未成熟な情報のため、開示をすることにより不正確な理解や誤解を与えるもの

(ウ) 開示をすることにより、当該事務事業を実施する目的が失われるもの

(エ) その他開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

エ 参考とすべき判例

平成15年11月11日最高裁判所第3小法廷判決(平成11年(行ヒ)第12号)における、東京都大田区公文書開示条例に係る公文書非開示決定処分取消請求事件の判決において、指導要録中の情報に係る開示・非開示の考え方が示されている。

これによれば、教師が、開示することを予定せずに、自らの言葉で、児童の良い面、悪い面を問わず、ありのままを記載している項目については、当該情報を開示した場合、当該児童等の誤解や不信感、無用の反発等を招き、教師においても、そのような事態が生ずることを懸念して、否定的な評価についてありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始するなどし、その結果、指導要録の記載内容が形がい化、空洞化し、指導、教育のための基礎資料とならなくなり、継続的かつ適切な指導、教育を困難にするおそれが生ずることも否定できないとし、当該項目は非開示情報に該当すると判示されている。

オ 当審査会において本件処分により開示された文書の非開示項目について見分したところ、(4) 非開示項目の記載の要領に示した方法で記入・記載されていることを確認した。これらの項目は記載の要領に基づき、教師が専門的な見地から総合的に判断し、当該児童の指導によりよく役立てるために、その児童の指導の過程及びその結果の要約を記録したものであり、児童等を開示することを予定せずに教師自身の言葉で当該児童のありのままを記入・記載しているものであった。これを開示すると、上記エにおいて指摘されたおそれと同様なおそれが生じることが否定できないこと

から、これを非開示とした判断は適正である。

6 審査会の処理過程

審査会の処理過程は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 5月 31日	実施機関からの諮問
令和 6年 3月 1日	審議①審議の進め方について
令和 6年 5月 7日	審議②実施機関からの意見聴取
令和 6年 6月 11日	審議③
令和 6年 8月 6日	審議④

第2部会委員 岩崎 忠
辻 雄一郎
栗谷 布由実